

## 南箕輪村の令和2年度入湯税の使途について

入湯税は、鉱泉浴場の入湯客に課せられる地方税で、鉱泉浴場の経営者などが入湯客から徴収し、市町村に納税します。環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、消防施設等の整備、観光施設の整備、観光振興に要する費用に充てることを目的としています。

南箕輪村の令和2年度分の入湯税の使途と金額は、次のとおりです。

区分	金額
環境衛生施設の整備	2万円
鉱泉源の保護管理施設	40万円
消防施設等の整備	28万円
観光施設の整備	632万円
観光振興	1,704万円
合計(=入湯税収入額)	2,406万円